

令和4年第4回東広島市議会定例会

# 提 出 議 案 説 明 書

令和4年12月



目 次

|                            |   |                                    |
|----------------------------|---|------------------------------------|
| 議案第 1 4 6 号                | 東広島市と広島県との間における行政不服審査<br>会事務の事務委託に関する規約の変更に関する<br>協議について…………… | 1<br><br>(総務部総務課)                  |
| 議案第 1 4 7 号                | 広島県市町総合事務組合規約の変更に関する協<br>議について……………                           | 2<br><br>(総務部職員課)                  |
| 議案第 1 4 8 号                | 財産の取得について……………  | 3<br><br>(地域振興部地域づくり推進課・こども未来部保育課) |
| 議案第 1 4 9 号                | 調停の申立てについて……………   | 5<br><br>(都市部区画整理課)                |
| 議案第 1 5 0 号                | 公の施設の指定管理者の指定について……………  | 7<br><br>(地域振興部地域づくり推進課)           |
| 議案第 1 5 1 号から議案第 1 5 8 号まで | 公の施設の指定管理者の指定について……………  | 8<br><br>(地域振興部地域づくり推進課)           |
| 議案第 1 5 9 号                | 公の施設の指定管理者の指定について……………  | 1 0<br><br>(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)     |
| 議案第 1 6 0 号                | 公の施設の指定管理者の指定について……………  | 1 1<br><br>(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)     |

|             |  |     |
|-------------|--|-----|
| 議案第 1 6 1 号 | 公の施設の指定管理者の指定について……………                     | 1 2 |
|             | (教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)                        |     |
| 議案第 1 6 2 号 | 請負契約の締結について……………                           | 1 3 |
|             | (教育委員会学校教育部教育総務課)                          |     |
| 議案第 1 6 3 号 | 請負契約の締結について……………                           | 1 5 |
|             | (教育委員会学校教育部教育総務課)                          |     |
| 議案第 1 6 4 号 | 請負契約の変更について……………                           | 1 6 |
|             | (建設部災害復旧推進課)                               |     |
| 議案第 1 6 5 号 | 請負契約の変更について……………                           | 1 7 |
|             | (都市部区画整理課)                                 |     |
| 議案第 1 6 6 号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴<br>う関係条例の整備について…………… | 1 9 |
|             | (総務部職員課)                                   |     |
| 議案第 1 6 7 号 | 職員の給与に関する条例等の一部改正について……                    | 3 4 |
|             | (総務部職員課)                                   |     |
| 議案第 1 6 8 号 | 東広島市手数料条例の一部改正について……………                    | 3 7 |
|             | (都市部建築指導課)                                 |     |
| 議案第 1 6 9 号 | 東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関す<br>る条例の一部改正について…………… | 4 0 |
|             | (消防局消防総務課)                                 |     |

## 議案第146号

東広島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関する協議について

(総務部総務課)

### 1 提案の要旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、令和5年4月1日から同法が地方公共団体に対し適用されることに伴い、規約における委託事務の範囲に係る規定について所要の規定の整備を行うため、東広島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、広島県と協議しようとするものである。

### 2 規約の変更年月日

令和5年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

#### 第252条の2の2

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。－略－

#### 第252条の14

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

## 議案第147号

### 広島県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について

(総務部職員課)

#### 1 提案の要旨

広島県市町総合事務組合が、広島県水道広域連合企業団から事務を受託することを目的として、広島県市町総合事務組合理約の変更に関し協議しようとするものである。

#### 2 組合理約の変更年月日

令和5年1月1日

(根拠法令)

地方自治法

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（一略）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。一略

第290条 第284条第2項、第286条（一略）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 議案第148号

### 財産の取得について

(地域振興部地域づくり推進課・こども未来部保育課)

#### 1 提案の理由

東広島市高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設の用に供する土地を買い入れようとするものである。

#### 2 取得する財産

| 所 在                | 種別 | 地 目   | 面積 (㎡)   |
|--------------------|----|-------|----------|
| 東広島市高屋町杵原1264番1の一部 | 土地 | 宅地    | 7.57     |
| 東広島市高屋町杵原1271番の一部  | 土地 | 宅地    | 2,795.86 |
| 東広島市高屋町杵原1272番2    | 土地 | 宅地    | 2,212.10 |
| 東広島市高屋町杵原1272番3    | 土地 | 公衆用道路 | 85.79    |
| 東広島市高屋町杵原1272番4の一部 | 土地 | 公衆用道路 | 65.82    |
| 東広島市高屋町杵原1276番     | 土地 | 宅地    | 1,322.57 |
| 計                  |    |       | 6,489.71 |

#### 3 取得価格

4億6,053万5,033円

#### 4 相手方

東広島市西条栄町10番35号

広島中央農業協同組合

代表理事組合長 河野孝行

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以

上のものに係るものに限る。) 又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



## 議案第149号

### 調停の申立てについて

(都市部区画整理課)

#### 1 提案の要旨

東広島都市計画事業八本松駅前土地区画整理事業（以下「本件土地区画整理事業」という。）は、平成29年3月8日に事業計画を決定し、その後、土地区画整理法第98条第1項の規定により、令和元年8月9日付け仮換地指定通知をもって、

の土地（以下「本件各土地」という。）を従前地とする仮換地を指定した。

これに対し、本件各土地の所有者である

から令和元年12月4日付けで審査請求がなされたが、令和4年4月18日付けで棄却裁決がなされ、その後、本件各土地の所有者から再審査請求及び取消訴訟の提起はなく、当該仮換地の指定が確定した。

本件土地区画整理事業は、造成工事補償年度計画に基づき支障物件に対する補償、移転及び工事を計画的に行っており、本件各土地は、令和5年度の造成工事の予定区域にあるため、本件各土地の引渡しを受ける必要がある。

また、本件各土地上には、建築物その他工作物及び竹木土石等一式（以下「本件建築物等」という。）が存しており、本件土地区画整理事業の造成工事のためには、これらの除却が必要である。

このため、本件各土地の所有者に対し、本件各土地の明渡し及び本件建築物等の除却に要する費用等の補償に係る協議の申入れを行っているが、本件各土地の所有者がこれに応じていないため、本件各土地の所有者が本件建築物等を収去し、又は撤去して本件各土地を明け渡し、及び本市が相当額の補償金を支払う旨の調停を申し立てようとするものである。

#### 2 管轄裁判所

東広島簡易裁判所

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（一略）、和解（一略）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

議案第150号

公の施設の指定管理者の指定について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

河内田・馬場台会館の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

| 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 | 指定管理者として指定を受けるもの   |                      |
|----------------------|--------------------|----------------------|
|                      | 名称及び代表者の氏名         | 主たる事務所の所在地           |
| 河内田・馬場台会館            | 河内田自治会<br>会長 岡部 和浩 | 東広島市八本松町原34<br>25番地1 |

(2) 指定期間

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第151号から議案第158号まで

公の施設の指定管理者の指定について

(地域振興部地域づくり推進課)

提案の要旨

次の表に掲げる地域センターの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

| 議案番号 | 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 | 指定管理者として指定を受けるものの名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地         | 指定期間                   |
|------|----------------------|--|------------------------|
| 151  | 東広島市平岩地域センター         | 平岩住民自治協議会<br>会長 金本 省二<br>東広島市西条町寺家10520番地12      | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |
| 152  | 東広島市三永地域センター         | 三永まちづくり協議会<br>会長 池溝 康雄<br>東広島市西条町下三永10927番地1     | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |
| 153  | 東広島市原地域センター          | 原自治協議会<br>会長 金山 達郎<br>東広島市八本松町原3561番地            | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |
| 154  | 東広島市八本松地域センター        | 八本松住民自治協議会<br>会長 土久岡 章治<br>東広島市八本松南二丁目1番1号       | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |
| 155  | 東広島市東志和地域センター        | 東志和小学校区住民自治協議会<br>会長 金原 壽弘<br>東広島市志和町志和東3887番地1  | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |
| 156  | 東広島市小谷地域センター         | 小谷小学校区市民協働まちづくり協議会<br>会長 中野 正<br>東広島市高屋町小谷5560番地 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |
| 157  | 東広島市久芳地域センター         | 久芳住民自治協議会<br>会長 門 義明<br>東広島市福富町久芳1545番地1         | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

|     |              |  |                        |
|-----|--------------|--|------------------------|
| 158 | 東広島市河内地域センター | 自治組織「you愛sunこうち」<br>会長 横山 英樹<br>東広島市河内町中河内1205番地 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |
|-----|--------------|--|------------------------|

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第159号

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 提案の理由

福富多目的グラウンドの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

| 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 | 指定管理者として指定を受けるもの             |                |
|----------------------|------------------------------|----------------|
|                      | 名称及び代表者の氏名                   | 主たる事務所の所在地     |
| 福富多目的グラウンド           | 株式会社陸地コンサルタント<br>代表取締役 佐々木仁志 | 東広島市西条大坪町8番27号 |

(2) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第160号

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 提案の理由

東広島市市民体育施設の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

| 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称    | 指定管理者として指定を受けるもの        |                       |
|-------------------------|-------------------------|-----------------------|
|                         | 名称及び代表者の氏名              | 主たる事務所の所在地            |
| 河内スポーツアリーナ<br>入野区民グラウンド | 入野自治組織『篁の郷』<br>会長 堀内 勇壯 | 東広島市河内町入野50<br>24番地12 |

(2) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第161号

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 提案の理由

東広島市市民体育施設及び東広島市コミュニティスポーツ広場の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

| 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 | 指定管理者として指定を受けるもの             |                  |
|----------------------|------------------------------|------------------|
|                      | 名称及び代表者の氏名                   | 主たる事務所の所在地       |
| 河内市民グラウンド            | 自治組織「you愛sunこうち」<br>会長 横山 英樹 | 東広島市河内町中河内1205番地 |
| 河内発祥園コミュニティスポーツ広場    |                              |                  |

(2) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



## 議案第162号

### 請負契約の締結について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

#### 1 提案の理由

令和4年度小学校施設整備事業東西条小学校長寿命化改良及び増築工事（建築）の請負契約を締結しようとするものである。

#### 2 契約の内容

##### (1) 工事の場所

東広島市西条吉行東一丁目

##### (2) 工事の内容

建築一式工事

##### ア 長寿命化改良工事

既存校舎棟

鉄筋コンクリート造り

3階建て

延べ面積 4,378.46平方メートル

##### イ 増築工事

増築校舎棟

鉄筋コンクリート造り

3階建て

延べ面積 1,428.41平方メートル

##### ウ 改修工事

##### (ア) 屋内運動場

鉄筋コンクリート造り

2階建て

延べ面積 1,063.33平方メートル

##### (イ) プロパン庫

鉄筋コンクリート造り

平屋建て

延べ面積 35.63平方メートル

(3) 契約金額

11億2,912万8,000円

(4) 契約の相手方

広成・平原特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市東区上大須賀町1番1号

広成建設株式会社

代表取締役社長 半田真一

構成員 東広島市西条土与丸四丁目2番48号

平原建設株式会社

代表取締役 大武麻吏那

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和6年1月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第163号

### 請負契約の締結について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

#### 1 提案の理由

令和4年度小学校施設整備事業東西条小学校長寿命化改良及び増築工事（電気）の請負契約を締結しようとするものである。

#### 2 契約の内容

##### (1) 工事の場所

東広島市西条吉行東一丁目

##### (2) 工事の内容

東西条小学校長寿命化改良、改修及び増築工事に係る電気設備工事一式（電灯設備、動力設備、受変電設備等）

##### (3) 契約金額

2億4,632万9,468円

##### (4) 契約の相手方

広島市東区二葉の里一丁目1番42号

日本電設工業株式会社 中国支店

支店長 前原 広之

##### (5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和6年1月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第164号

### 請負契約の変更について

(建設部災害復旧推進課)

#### 1 変更の理由

令和2年6月30日議決第152号により議決を経た令和2年度土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業安芸津地区災害復旧工事(2-1)の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

#### 2 変更の内容

| 原契約金額          | 変更契約金額         | 増加額          |
|----------------|----------------|--------------|
| 9億1,019万5,000円 | 9億4,688万9,900円 | 3,669万4,900円 |

#### 3 変更後の請負契約の内容

##### (1) 工事の場所

東広島市安芸津町

##### (2) 契約の相手方

東広島市西条町土与丸169番地の287

株式会社後藤組

代表取締役 尾中正士

##### (3) 工期

令和2年7月1日から令和5年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

# 議案第165号

## 請負契約の変更について

(都市部区画整理課)

### 1 変更の理由

令和3年9月16日議決第124号により議決を経た令和3年度八本松駅前土地区画整理関連公共事業八本松地区調整池整備工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

### 2 変更の内容

| 原契約金額          | 変更契約金額         | 増加額        |
|----------------|----------------|------------|
| 7億8,907万4,000円 | 8億5,769万4,200円 | 6,862万200円 |

### 3 変更後の請負契約の内容

#### (1) 工事の場所

東広島市八本松町原及び八本松南二丁目

#### (2) 契約の相手方

シンクコンストラクション・シンクファーム特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条土与丸一丁目5番55号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正 路 隆 弘

構 成 員 東広島市高屋町檜山779番地3

シンクファーム株式会社

代表取締役 加 藤 卓

#### (3) 工期

令和3年9月17日から令和5年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第166号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

(総務部職員課)

### 1 提案の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の年齢の引上げ等に関し必要な事項を定め、60歳を超える職員の給与の取扱いを定めるとともに、その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

### 2 条例の内容

(1) 定年の年齢を60年から65年に引き上げ、当該定年の年齢の引上げに伴い必要な事項を定める。(第4条関係)

#### ア 管理監督職勤務上限年齢による降任等

(ア) 任命権者は、管理監督職(管理職手当を支給される職(行政職の6級から8級までの職員が占める職に限る。))。以下同じ。)を占める職員で管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間(管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。)(イ(ア)から(エ)までにより延長された期間を含む。以下このアにおいて同じ。))に、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職(以下これらの職を「他の職」という。)への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下「降任等」という。)をするものとする。

(イ) 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(ウ) 任命権者が他の職への降任等を行うに当たっては、地方公務員法に定める平等取扱いの原則、任用の根本基準、人事評価に基づく措置並びに分限及び懲戒の基準のほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

a 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準

職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

b 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

c 当該職員の他の職への降任等を行う際に、上位職職員の他の職への降任等もする場合には、aに掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

#### イ 管理監督職への任用の制限の特例

(ア) 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。（ウ）において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができることとする。

a 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

b 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

c 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

(イ) 任命権者は、(ア)又はこの(イ)に定めるところにより異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について(ア) a から c までに掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長



の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。（エ）において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができることとする。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないこととする。

(ウ) 任命権者は、(ア)に定めるところにより異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができることとする。

(エ) 任命権者は、(ア)若しくは(イ)に定めるところにより異動期間（これらに定めるところにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)に定める事由があると認めるとき（(イ)に定めるところにより延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は(ウ)若しくはこの(エ)に定めるところにより異動期間（(ア)から(ウ)まで又はこの(エ)の定めるところにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)に定める事由が引き続き

あると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができることとする。

#### ウ 定年による退職の特例

イ(ア)から(エ)までに定めるところにより異動期間（これらにより延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、次に掲げる事由があると認めるときであつて、かつ、イ(ア)又は(イ)に定めるところにより当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限り、定年退職日の翌日以後も引き続き勤務させることができることとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないこととする。

(ア) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(イ) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(ウ) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

#### エ 定年前再任用短時間勤務職員の任用

(ア) 任命権者は、年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとする。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過した者であるときは、この限りでないこととする。

(イ) 任命権者は、(ア)に定めるところによるほか、組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとする。ただし、年齢60年

以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過した者であるときは、この限りでないこととする。

オ 定年の特例

令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間は、次のとおり定年年齢を段階的に引き上げる。

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで   | 61年 |
| 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで   | 62年 |
| 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで  | 63年 |
| 令和11年4月1日から令和13年3月31日まで | 64年 |

カ 任用及び給与に関する情報の提供並びに勤務の意思の確認

任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下このカにおいて同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下このカにおいて「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動その他の事由により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下このカにおいて「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(2) 60歳を超える職員の給与の取扱いを定める。（第1条関係）

ア 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額

定年前再任用短時間勤務職員（(1)エに定めるところにより採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当た

りの勤務時間を常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

イ 特定日以後の職員の給料月額等

(ア) 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下このイにおいて「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。

(イ) (ア)の措置は、(1)イ(ア)又は(イ)の定めるところにより異動期間を延長された管理監督職を占める職員等には適用しないこととする。

(ウ) 他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この(ウ)において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に(ア)の措置により当該職員の受ける給料月額（以下この(ウ)において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下この(ウ)において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、(ア)の措置により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額との差額に相当する額を給料として支給する等、必要な規定を整備する。

(3) 管理監督職勤務上限年齢を設けることに伴い、次に掲げるものを降給の種類として定める。（第2条関係）

ア 降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）

イ 降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。）

ウ 降給（他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）

(4) 給料月額に関する(2)イ(ア)の措置が適用される場合において、発令時の給料

月額と減額時の給料月額が異なるときの減給額は、現に受ける給料及び地域手当の合計の額の10分の1に相当する額を上限とする。（第3条関係）

- (5) 勤務延長型特例任用職員及び異動可能型特例任用職員（(1)イ(ア)から(ウ)までに定めるところによりその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務し、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任された職員をいう。以下同じ。）は、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができないこととする。（第5条関係）
- (6) 勤務延長型特例任用職員及び異動可能型特例任用職員は、育児休業及び育児短時間勤務をすることができないこととする。（第7条関係）
- (7) 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、休暇等に関する規定を整備する。（第8条関係）
- (8) 職員の再任用に関する条例を廃止する。（第9条関係）
- (9) 勤務延長型特例任用職員及び異動可能型特例任用職員は、公益的法人等に派遣することができないこととする。（第10条関係）
- (10) 人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項について、定年前再任用短時間勤務職員に係る事項も含めるものとする。（第11条関係）

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和5年4月1日等

#### (2) 準備行為

定年前再任用及び暫定再任用に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができることとする。

#### (3) 経過措置

##### ア 暫定再任用に関する経過措置

(ア) 任命権者は、施行日前に退職した者等のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る従前の定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行

日の前日に設置されていたものとした場合における従前の定年に準じた当該職に係る年齢。(イ)において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができることとする。

(イ) 任命権者は、(ア)に定めるところによるほか、組合における施行日前に退職した者等のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る従前の定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができることとする。

(ウ) 任命権者は、施行日前に退職した者等のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職を要する職に係る旧定年等条例定年相当年齢（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける従前の定年に準じた当該職に係る年齢をいう。(エ)において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることとする。

(エ) 任命権者は、(ウ)に定めるところによるほか、組合における施行日前に退職した者等のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職を要する職に係る旧定年等条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることとする。

イ 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員についてのそれぞれの条例の適用等に関する経過措置

- (ア) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例  
暫定再任用職員は、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができることとする。
- (イ) 職員の育児休業等に関する条例  
暫定再任用短時間勤務職員は、短時間勤務の職を占める職員とみなして、職員の育児短時間勤務の承認に係る規定を適用する。
- (ウ) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、1週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割り振り並びに年次有給休暇に係る規定を適用する。
- (エ) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例  
暫定再任用職員は、公益的法人等に派遣することができることとする。
- (オ) 東広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例  
人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項について、暫定再任用短時間勤務職員は、短時間勤務の職を占める職員とみなして、暫定再任用短時間勤務職員に係る事項も含めるものとする。

(根拠法令)

地方自治法

## 第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければな

らない。

第204条の2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第203条の2第1項の者及び前条第1項の者に支給することができない。

## 地方公務員法

第22条の4 任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者（条例で定める年齢に達した日以後に退職（一略）をした者をいう。以下同じ。）を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（一略）に採用することができる。一略

第22条の5 地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、前条第1項本文の規定によるほか、当該地方公共団体の組合の条例年齢以上退職者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

## 第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

## 第27条

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、又は免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職され、又は降給されることがない。

## 第28条

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。

第28条の2 任命権者は、管理監督職（地方自治法第204条第2項に規定する管理職手当を支給される職員の職及びこれに準ずる職であつて条例で定める職をいう。以下この節において同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（一略）（一略）に、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第4項においてこれらの職を「他の職」とい



う。)への降任又は転任(一略一)をするものとする。一略一

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、条例で定めるものとする。

4 第1項本文の規定による他の職への降任又は転任(以下この節及び第49条第1項ただし書において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、条例で定める。

第28条の5 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(一略一)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

(2) 当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(一略一)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(一略一)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(一略一)に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の

末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（一略一）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（一略一）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（一略一）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間（一略一）の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任に関し必要な事項は、条例で定める。

第28条の6 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日までの間において、条例で定める日（一略一）に退職する。

2 前項の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする。

第28条の7 任命権者は、定年に達した職員が前条第1項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。一略一

(1) 前条第1項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

(2) 前条第1項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、当該職員が占める職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（一略）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 前2項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、条例で定める。

## 第29条

- 4 職員の懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。

第58条の2 任命権者は、次条に規定するもののほか、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（一略）の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

## 附 則

- 21 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第28条の6第2項の条例で定める定年に関しては、国の職員につき定められている当該期間における定年に関する特例を基準として、条例で特例を定めるものとする。
- 23 任命権者は、当分の間、職員（一略）が条例で定める年齢に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかつた者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない職員として条例で定める職員にあつては、条例で定める期間）において、当該職員に対し、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

## 地方公務員法の一部を改正する法律

## 附 則

## 第3条

2 前項に定めるもののほか、施行日から令和14年3月31日までの間における新地方公務員法第22条の4及び第22条の5の規定の適用に関し必要な経過措置は、令和3年国家公務員法等改正法附則第3条第2項の規定を基準として、条例で定めるものとする。

8 前3項に定めるもののほか、施行日から令和14年3月31日までの間における新地方公務員法第28条の7第1項若しくは第2項の規定又は第5項若しくは第6項の規定による勤務に関し必要な経過措置は、令和3年国家公務員法等改正法附則第3条第9項の規定を基準として、条例で定めるものとする。

#### 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律

第2条 任命権者（一略）は、地方公共団体と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

#### 地方公務員の育児休業等に関する法律

第2条 職員（第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（一略）の承認を受けて、当該職員の子（一略）を養育するため、当該子が3歳に達する日（一略）まで、育児休業をすることができる。一略

第10条 職員（非常勤職員、臨時的に任用される職員その他これらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（一略）により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（一略）ができる。一略

#### 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

第2条 任命権者（一略）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第3項において「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

# 議案第167号

## 職員の給与に関する条例等の一部改正について

(総務部職員課)

### 1 改正の理由

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、一般職の職員の給与の改定を行うとともに、当該一般職の職員の給与の改定に合わせて市議会議員並びに市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の期末手当の支給率の改定を行おうとするものである。

### 2 改正の内容

#### (1) 給料

ア 行政職給料表及び消防職給料表について、最大2.74パーセントの割合で給料月額を引き上げる。（第1条関係）

イ 特定任期付職員の給料表について、1号給の給料月額を1,000円引き上げる。（第5条関係）

#### (2) 勤勉手当（第1条、第2条関係）

ア 令和4年12月に一般職の職員に支給する勤勉手当の支給率を次のように引き上げる。

| 区分    | 現行     | 改正     |
|-------|--------|--------|
| 一般職員  | 0.95月分 | 1.05月分 |
| 再任用職員 | 0.45月分 | 0.5月分  |

イ 令和5年度以後に一般職の職員に支給する勤勉手当の支給率を次のように改定する。

| 区分    | 支給月 | 令和4年度  | 令和5年度以後 |
|-------|-----|--------|---------|
| 一般職員  | 6月  | 0.95月分 | 1月分     |
|       | 12月 | 1.05月分 |         |
| 再任用職員 | 6月  | 0.45月分 | 0.475月分 |
|       | 12月 | 0.5月分  |         |

#### (3) 期末手当（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

ア 令和4年12月に市議会議員及び市長等並びに特定任期付職員に支給する

期末手当の支給率を次のように引き上げる。

| 区 分        | 現 行     | 改 正     |
|------------|---------|---------|
| 市議会議員及び市長等 | 2.15月分  | 2.25月分  |
| 特定任期付職員    | 1.625月分 | 1.675月分 |

イ 令和5年度以後に市議会議員及び市長等並びに特定任期付職員に支給する期末手当の支給率を次のように改定する。

| 区 分        | 支給月 | 令和4年度   | 令和5年度以後 |
|------------|-----|---------|---------|
| 市議会議員及び市長等 | 6月  | 2.15月分  | 2.2月分   |
|            | 12月 | 2.25月分  |         |
| 特定任期付職員    | 6月  | 1.625月分 | 1.65月分  |
|            | 12月 | 1.675月分 |         |

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

ア 給料表並びに令和4年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する規定 公布の日

イ 令和5年度以後に支給する期末手当及び勤勉手当に関する規定 令和5年4月1日

#### (2) 経過措置

ア 給料表、令和4年度に一般職の職員に支給する勤勉手当及び同年度に特定任期付職員に支給する期末手当に関する規定は、令和4年4月1日から適用する。

イ 令和4年度に市議会議員及び市長等に支給する期末手当に関する規定は、令和4年12月1日から適用する。

(根拠法令)

地方自治法

#### 第203条

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定

めなければならない。

#### 第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

#### 地方公務員法

#### 第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。



東広島市手数料条例の一部改正について

(都市部建築指導課)

1 改正の要旨

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正により、共同住宅等における住戸単位の認定の申請が廃止されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の区分を変更し、当該変更後の区分に係る手数料の額を定めようとするものである。

(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

一戸建ての住宅以外の建築物であって、当該建築物の全体（当該建築物が複合建築物の場合にあつては、当該複合建築物の全体、住宅部分の全体又は非住宅部分の全体）について計画の認定を受けようとする場合に係る手数料を次のとおり定める。（別表第3関係）

| 種 別           | 区 分                 | 金 額                     |          |
|---------------|---------------------|-------------------------|----------|
|               |                     | 低炭素建築物技術的審査適合証の提出があつた場合 | その他の場合   |
| ア 住宅部分のうち住戸部分 | 1戸のもの               | 5,000円                  | 37,000円  |
|               | 2戸以上5戸以下のもの         | 10,000円                 | 74,000円  |
|               | 6戸以上10戸以下のもの        | 17,000円                 | 104,000円 |
|               | 11戸以上25戸以下のもの       | 29,000円                 | 146,000円 |
|               | 26戸以上50戸以下のもの       | 48,000円                 | 210,000円 |
|               | 51戸以上100戸以下のもの      | 86,000円                 | 301,000円 |
|               | 101戸以上200戸以下のもの     | 136,000円                | 408,000円 |
|               | 201戸以上300戸以下のもの     | 172,000円                | 535,000円 |
|               | 301戸以上のもの           | 184,000円                | 628,000円 |
| イ 住宅部分のうち共用部分 | 300㎡以下のもの           | 10,000円                 | 117,000円 |
|               | 300㎡を超え、2,000㎡以下のもの | 29,000円                 | 193,000円 |

|                     |                         |          |          |
|---------------------|-------------------------|----------|----------|
|                     | 2,000㎡を超え、5,000㎡以下のもの   | 86,000円  | 300,000円 |
|                     | 5,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの  | 136,000円 | 385,000円 |
|                     | 10,000㎡を超え、25,000㎡以下のもの | 172,000円 | 461,000円 |
|                     | 25,000㎡を超えるもの           | 215,000円 | 537,000円 |
| ウ 工場等の用途に供する部分      | イの区分に応じ、それぞれに定める額       |          |          |
| エ アからウまでの部分以外の非住宅部分 | 300㎡以下のもの               | 10,000円  | 259,000円 |
|                     | 300㎡を超え、2,000㎡以下のもの     | 29,000円  | 412,000円 |
|                     | 2,000㎡を超え、5,000㎡以下のもの   | 86,000円  | 585,000円 |
|                     | 5,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの  | 136,000円 | 718,000円 |
|                     | 10,000㎡を超え、25,000㎡以下のもの | 172,000円 | 848,000円 |
|                     | 25,000㎡を超えるもの           | 215,000円 | 966,000円 |

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

一戸建ての住宅以外の住宅であって、当該建物全体の床面積の合計の区分に応じた計画の認定を受けようとする場合に係る手数料を次のとおり定める。（別表第3関係）

| 区 分                 | 金 額               |          |
|---------------------|-------------------|----------|
|                     | 規則で定める図書の提出があった場合 | その他の場合   |
| 300㎡未満のもの           | 10,000円           | 74,000円  |
| 300㎡以上2,000㎡未満のもの   | 22,000円           | 123,000円 |
| 2,000㎡以上5,000㎡未満のもの | 48,000円           | 210,000円 |
| 5,000㎡以上のもの         | 86,000円           | 301,000円 |

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年1月1日

(2) 経過措置

施行日以後にされる申請に係る手数料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

## 議案第169号

東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

(消防局消防総務課)

### 1 改正の理由

東広島市消防団の団員の種類に、新たに特定の職務に従事する機能別団員を設け、その定年及び報酬を定めるとともに、消防団の職務に従事することができない団員に係る休団制度を設け、停職の処分をすることができる期間を改定しようとするものである。

### 2 改正の内容

#### (1) 団員の種類（第2条関係）

従前の消防団の団員を基本団員とし、新たに特定の職務に従事する機能別団員を設ける。

#### (2) 機能別団員

ア 定年は、70歳とする。（第7条関係）

イ 年額報酬の額は、1万2,000円とする。（第14条関係）

#### (3) 休団（第5条関係）

妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由又はやむを得ない事由により消防団の職務に従事することができない団員について、3年を超えない範囲内で、団員の身分を保有したまま、休職することができることとする。

#### (4) 停職（第8条関係）

停職の処分をすることができる期間を次のとおり改定する。

| 現 行  | 改 正      |
|------|----------|
| 1月以内 | 1日以上6月以内 |

### 3 施行期日

令和5年4月1日等

(根拠法令)

消防組織法

第23条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

